

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和５年度決算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和5年度湧別町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	120,828千円
（歳出）	社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	793,457千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	354,171	256,089	2,239	32,814	63,029
	老人福祉費	10,185	0	1,973	2,812	5,400
	児童措置費	98,179	64,773	18,947	4,951	9,508
	母子福祉費	4,085	943	2,033	380	729
	小計	466,620	321,805	25,192	40,957	78,666
社会保険	社会福祉総務費	61,566	46,174	0	5,270	10,122
	介護事業費	185,567	10,425	0	59,965	115,177
	後期高齢者医療費	43,759	32,819	0	3,746	7,194
	小計	290,892	89,418	0	68,981	132,493
保健衛生	予防費	35,945	60	4,079	10,890	20,916
	小計	35,945	60	4,079	10,890	20,916
合計		793,457	411,283	29,271	120,828	232,075

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。